

## 社会福祉法人新座市障害者を守る会 役員及び評議員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市障害者を守る会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席旅費交通費)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の旅費交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の旅費交通費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、旅費交通費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたる場合は、別表2により業務報酬、別表1により旅費交通費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により旅費交通費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により旅費交通費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、旅費交通費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の旅費交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る旅費交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合は、本条次項の指導報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により指導報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費が、旅費交通費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の業務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の旅費交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る旅費交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合は、本条次項の業務報酬を支払うことができる。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表3により業務報酬を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、旅費交通費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張を伴う報酬及び旅費交通費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費交通費を支給することができる。

- 2 旅費交通費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費交通費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しないものとする。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、業務記録（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月15日より適用する

この規程は、令和3年7月1日より適用する

役員報酬等

別表1（旅費交通費：日額）

名 称	旅費交通費
理事会出席旅費交通費	2,500円
評議員会出席旅費交通費	2,500円
理事長及び理事業務旅費交通費	2,500円
評議員業務旅費交通費	2,500円

別表2（報酬：月額）

名 称	報酬
理事長業務報酬	50,000円

別表3（報酬：日額）

名 称	報酬
監事監査指導報酬	10,000円
苦情第三者委員業務報酬	10,000円

別表4（出張を伴う報酬及び旅費交通費：日額）

報酬	旅費交通費	その他
10,000円	実費	実費